



高松市告示第 4 5 7 号

高松市廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例（平成 5 年高松市条例第 1 6 号）別表第 1 の 2 に規定する家庭系一般廃棄物の処理手数料の徴収事務について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項及び高松市会計規則（昭和 3 9 年高松市規則第 3 4 号）第 4 4 条第 1 項の規定により、次のとおり委託したので、同条第 3 項の規定により告示します。

令和 8 年 8 月 1 2 日

高松市長 大 西 秀 人

1 委託先

名称	所在地	備考
有限会社 妙見屋	東かがわ市引田 2427 番地	妙見屋薬局 たひ店 分
有限会社 妙見屋	東かがわ市引田 2427 番地	妙見屋薬局 林店 分

2 委託した公金の種類

家庭系一般廃棄物処理手数料

3 指定公金事務取扱者の指定日

令和 8 年 6 月 1 5 日

4 委託開始日

令和 8 年 6 月 1 5 日